2022年8月31日

株主各位

松山市南堀端町1番地
株式会社伊予銀行
取締役頭取　三好賢治

株式移転による当行株式のお取扱いについて

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行は、第119期定時株主総会により、2022年10月3日を効力発生日として、単独株式移転により「株式会社いよぎんホールディングス」を設立し、当行はその完全子会社となることを決議いたしました。

完全親会社となる「株式会社いよぎんホールディングス」は、株式移転の効力発生日同日に東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。

なお、この効力発生日以前において、株主さまのお手続きは特段ございませんので、念のため申し添えます。

敬具

記

１．株式の流通について

当行株式の流通につきましては、下記のとおりとなりますので売買等にご留意ください。

年　月　日	日　程	株式の流通
2022年9月29日(木曜日)	当行株式の上場廃止日	この日以降、当行株式の証券取引所での売買はできません。
2022年10月3日(月曜日)	株式移転の効力発生日	この日以降、2022年9月30日(金曜日)最終の当行株主名簿に記載または記録されました株主さまに対し、所有株式1株につき1株の割合をもって割当交付された、株式会社いよぎんホールディングスの株式として売買が可能になります。(注1)

(注1)特別口座に記録されている株式は、現状のままでは売却することができません。売却には、証券会社に取引口座を開設し、特別口座の株式を取引口座へ振り替えるお手続きが必要です。振替手続きが完了後、売却が可能となります。

２．単元未満株式の買取・買増請求について

年　月　日	買取請求のお取扱い
2022年9月26日(月曜日)	買取請求書兼取次依頼書の受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いいたします。
2022年9月27日(火曜日) ～2022年10月3日(月曜日)	この期間中は、買取請求の受付を停止させていただきます。
2022年10月4日(火曜日)	買取請求書兼取次依頼書の受付を再開いたします。請求書には株式移転後の単元未満(100株未満)の株式数をご記入ください。

(注2)上記の買取請求の受付日程は、株式会社証券保管振替機構が定める標準日程を記載しております。実際の受付日程は証券会社等により異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社等にご確認ください。

株式会社いよぎんホールディングスでは、買増請求ができるようになります。
ただし、設立当初は自己株式を所有していないため、一定数の自己株式を所有するまでの期間、株主さまからの買増請求の受付を停止させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

３．本件に関するご照会先

株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関　　三井住友信託銀行株式会社
お問い合わせ　0120(782)031　受付時間9:00～17:00　土日休日を除く

以　上